~ 選挙権年齢が「満18歳以上」に引き下げられます ~

- 1. 公職選挙法の改正により、2016年(平成28年)6月19日以降初めて行われる 衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙から、投票に際しての選挙権年齢が 「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。
- 2. これに伴い, 海外からの投票に必要な在外選挙人名簿の登録申請は, 2016年 (平成28年)6月19日において満18歳以上(1998年6月20日以前の出生)で, 所定の要件を満たす方であれば, 2015年(平成27年)6月19日(改正法公布日)以降, 受付が可能となりました。
- 3. 海外からの投票には、あらかじめ在外選挙人名簿に登録され、在外選挙人証を取得しておくことが必要です。年齢満18歳以上(2016年(平成28年)6月19日現在で満18歳となる方も含む)で、在外選挙人証をお持ちでない方は、住所を管轄する在外公館でお手続願います。詳しくは、当館にお問合せいただくか、以下のホームページを御覧ください。

〇外務省ホームページ:

http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html

〇総務省ホームページ:

http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/index.html